

(証券コード：2652)

平成27年12月7日

株 主 各 位

東京都中野区中野五丁目52番15号

株式会社まんだらけ

代表取締役社長 古川 益 蔵

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年12月21日（月曜日）午後6時までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年12月22日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号

サンプラザ 8階1号会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項 第29期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人によるご出席の場合

代理人出席により議決権を行使される場合は、当社定款第14条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主1名に限るものといたします。また、この場合、議決権行使書のほか委任状等代理権を証明する書面を会場受付にご提出いただくことを要するものといたします。

以 上

-
- 本招集通知に掲載いたしました事業報告、計算書類、株主総会参考書類に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項を当社webサイト（ホームページアドレス <http://www.mandarake.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - 本総会の決議事項につきましては、書面による決議通知の送付はせず、上記の当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

〈インターネットによる議決権行使のお手続きについて〉

インターネットにより議決権を行使される場合、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TSL暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成27年12月21日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

(提供書面)

事業報告

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種の経済政策や日銀による金融緩和を背景に、円安の持続による輸出関連企業をはじめとした企業収益の改善が見られたものの、中国経済の減速傾向から世界同時株安など海外景気における下振れの懸念もあり、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社が属する中古商品業界におきましては、国内における雇用・所得環境の改善は見られるも、消費者の節約志向は維持されて生活防衛意識からの中古商品全般に対する国内需要は依然として高く、しかし業界への新規参入も相次ぎ競争は激化しております。また海外においては日本のまんが、アニメーションというコンテンツに対する一層の評価の向上によって、需要拡大は持続されながらも、経済情勢における不安もあり、厳しい事業環境が続いております。

このような事業環境のもとで、当社はこれまでの方針を継続し、常に新たな商品を掘り起こして市場開拓を続け、最新の商品からマニアックな希少品まで、多種多様な品揃えの充実を図ってまいりました。買い取りを強化、推進することで一般のお客様の商品に対する関心を促し、一方ではコレクターに満足いただける商品の展開をもって高い専門性を提供するなど、あらゆる顧客ニーズに応える積極的な営業活動の展開を推進しております。

当社は、顧客ニーズに対し基幹のPOSシステムにおける強化と、データの拡充に努めてまいりました。既登録済みで買い取り実績のある商品は、仕入から販売、保管状況まで蓄積されたデータを用い、需要の変化や在庫状況に応じた適正な商品の価値判断を行い、販売を促進しております。新規取り扱いの商品は、迅速にマスタデータを登録し、その後の仕入、在庫の状況に基づいた確度の高い販売可能性を求めることによって、他社に先がけ市場へ投入した新たな商品を、魅力あふれるものとしております。当社は基本である「精度の高い買い取り」という仕入の方針を徹底することで、多数の良質な商品を獲得し多様な品揃えを展開することで、お客様の満足度を高めてまいりました。

販売面におきましては、千葉県香取市佐原で「まんだらけSAHRA（サーラ）」が本格稼働を開始し、web通信販売における販路の拡大と迅速な出荷体制の確立によって国内外を問わず幅広いお客様からの注文を得て、売上高と利益の拡大に貢献を始めております。

その他、中野店における増床や既存各店における店頭リニューアル、絶え間のない商品の刷新と、各店ごとの独自イベント開催などによって、お客様の期待感を高め、再訪と新規の獲得、さらなる定着化を推進しております。

これらの営業展開によりまして、当事業年度の売上高は9,147百万円（対前年同期比3.5%減）となり、経常利益は1,021百万円（対前年同期比16.7%減）に、当期純利益は604百万円（対前年同期比13.2%減）となりました。

当事業年度の商品分類別売上高の状況は次のとおりであります。

部 門	金額（千円）	対前年同期比（%）	構成比（%）
出 版 物	14,296	△28.2	0.2
本	1,533,045	△9.1	16.8
T O Y	3,844,674	6.0	42.0
同 人 誌	1,477,804	△14.8	16.1
そ の 他	2,278,003	△5.5	24.9
合 計	9,147,824	△3.5	100.0

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は2,626百万円であり、その主なものはSAHRA（サーラ）の建設に伴います建物1,910百万円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度においては、1年以内返済長期借入金を長期借入金によって借換えいたしましたほか、安定的な事業活動の継続を目的として新規に㈱三重銀行より300百万円、同じく㈱三井住友銀行より400百万円、さらに設備新設の資金として㈱三井住友銀行より700百万円の長期借入金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第26期 (平成24年度)	第27期 (平成25年度)	第28期 (平成26年度)	第29期(当期) (平成27年度)
売上高 (千円)	8,673,380	9,463,741	9,481,511	9,147,824
経常利益 (千円)	736,874	1,140,684	1,226,725	1,021,901
当期純利益 (千円)	345,946	674,341	696,884	604,520
1株当たり当期純利益 (円)	313.29	610.74	631.16	91.25
総資産 (千円)	9,477,781	10,562,539	12,569,168	14,015,555
純資産 (千円)	3,616,530	4,285,497	4,976,954	5,575,955
1株当たり純資産額 (円)	3,275.46	3,881.34	4,507.59	841.68

- (注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、まんが、アニメーションの関連商品をはじめ、幅広いサブカルチャー全般において、コレクターアイテムとなり得るあらゆる中古品の正確な価値を追求し、新たな商品市場を創造することによって、これら商品のメインカルチャー化を推進、時代を超越して受け継がなければならない文化を守る企業としての成長を目指しております。このような目的に対し、当社は以下の課題に対処してまいります。

① 人材の確保と育成

当社が継続して創造を目指す新たな商品の市場にあつて、取り扱う商品の多くは、その価値が一般に認識されておられません。これらの商品に対する価値は、その価値を支える正確な情報収集と、適時的確な情報発信が不可欠であり、このような情報受発信の機会として、何よりも直接的で密接なお客様とのコミュニケーションを確立する必要があります。お客様が求めている多種多様な情報を敏感に捉えて、既存取り扱い商品の充実と、新規に取り扱うべき商品の発掘と収集を図り、さらに高度な商品知識と情報分析力をもって価値を判断できる能力や、市場創造の企画、開発が行える人材を確保し、また社内で教育、指導することを課題として、当社は研修制度の革新に取り組んでまいります。

② POSシステムの強化

当社は、常に新しい商品を取り扱い、その価値を追求して市場を創造することから、当社が有する中古商品情報ならびに商品そのものは増加を続けており、これらの管理は最重要の経営課題にほかなりません。当社は独自に開発したPOSシステムを用いて、全店舗部署が同時にあらゆる商品の最新時点における仕入と販売、さらに在庫状況を把握し、その推移から今後の動向を予測、常に適正な価値判断を行えるよう、POSシステムの機能向上と更新に、絶えることなく取り組んでまいります。

③ 店舗展開

当社は、お客様と直接的で幅広いコミュニケーションを求め、そこから得た情報により新たな商品の発掘と市場の開拓を図るため、大都市圏を中心とした新規の出店を継続した課題として取り組んでまいります。当社が出店することによって、当社の取扱商品をお客様が間近にご覧いただく機会が広がり、多様な商品に対する興味と多種の価値性を認識するに伴い、これら商品の社会的ステイタスを高め、新たな仕入の強化と販路拡大の両面を追求してまいります。

④ 情報収集と商品仕入の強化

当社は、国内外を問わず当社の出店がない地域にお住いで、当社各店へのご来店が困難なお客様に対し、web通信販売を積極的に営業展開、さらに拡充を図っております。通信販売に加えて当社の厳選商品を揃えた年間6回のオークション大会を開催いたしますほか、別に「毎日オークション」と称する通年常設のオークションサイト運営もするなど、全世界のお客様へ向けた商品紹介の機会と販売を推進しております。当社のWebにおける海外のお客様に向けた多言語対応の強化は、国境を越え世界各地のお客様によるweb通信販売の利用促進となっており、同時に全世界におけるお客様のニーズを収集する貴重な情報源として有効に機能しております。

店頭での仕入、販売時にお客様から対面で得られる情報と、Webに寄せられるさらに広範囲で多様なお客様からの膨大なご意見、お問合せ、ご要望等を合わせた「お客様の声」を貴重な経営資源と捉え、当社はこれら「お客様の声」への迅速且つ的確な対応を追求し、商品価格の見直し、新規商品の発掘と定番化の推進、店舗運営や接客等の改善など、当社事業の一層の向上を最重要経営課題として、情報収集力と商品仕入の強化に取り組んでまいります。

当社は、これらの課題を追求し真摯に対処するための社内構造改革に絶えることなく取り組み、お客様、株主の皆様、従業員の満足度を最大限に高める所存であります。

(5) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

当社は、まんが、おもちゃ、同人誌、アニメーション関連グッズその他、あらゆるコレクターアイテムとなり得る中古品を取り扱い、正確に価値を判断したうえで、これら中古品を買い取り、販売することを主たる事業としております。

(6) 主要な事業所等 (平成27年9月30日現在)

本	社	東京都中野区中野五丁目52番15号
本	店	中野本店：東京都中野区中野
支	店	渋谷店 (東京都渋谷区)、コンプレックス (東京都千代田区)、池袋店 (東京都豊島区)、名古屋店 (名古屋市中区)、うめだ店 (大阪市北区)、グランドカオス (大阪市中央区)、福岡店 (福岡市中央区)、小倉店 (北九州市小倉北区)、札幌店 (札幌市中央区)、宇都宮店 (栃木県宇都宮市)
倉	庫	都心流通センター (東京都世田谷区)、SAHRA (千葉県香取市)

(7) 従業員の状況 (平成27年9月30日現在)

区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男子	221	△3	35.8	9.2
女子	128	5	30.6	6.7
合計又は平均	349	2	34.0	8.3

(注) 従業員数には、嘱託及びパートタイマー352名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (平成27年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,843,342千円
株式会社みずほ銀行	1,541,690千円
株式会社商工組合中央金庫	581,100千円
株式会社三重銀行	500,000千円
株式会社りそな銀行	446,481千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,628,000株
 (注) 平成27年4月1日付にて実施した株式分割（1株につき6株の割合で分割）に伴い、発行可能株式総数は、17,190,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 7,236,000株
 (注) 平成27年4月1日付にて実施した株式分割（1株につき6株の割合で分割）に伴い、発行済株式の総数は、6,030,000株増加しております。
- ③ 株 主 数 2,085名
- ④ 大株主
 (発行済株式（自己株式を除く）の総数の上位10名の株主)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
古 川 益 蔵	2,307,600株	34.8%
吉 岡 裕 之	357,300株	5.3%
古 川 清 美	288,000株	4.3%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	172,900株	2.6%
塩 川 万 造	170,000株	2.5%
渡 邊 薫	163,900株	2.4%
株 式 会 社 SBI 証 券	157,000株	2.3%
ま ん だ ら け 従 業 員 持 株 会	138,300株	2.0%
有 限 会 社 カ イ カ イ キ キ	122,600株	1.8%
西 田 貴 美	108,000株	1.6%

- (注) 1. 当社は、自己株式を611,238株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古川 益 蔵	
取締役	辻 中 雄二郎	副社長
取締役	川 代 浩 志	経理部長
取締役	西 田 貴 美	管理部門副統括
取締役	田 中 幹 教	Web制作部長
取締役	竹 下 典 宏	コンプレックス店長
取締役	安 永 誠	名古屋店長
取締役	香 西 陽	渋谷店長
常勤監査役	雨 宮 正 文	
監査役	中 村 尋 人	中村公認会計士事務所 所長
監査役	増 田 昌 徳	増田公認会計士事務所 所長

(注) 1. 監査役3名は社外監査役であります。

2. 監査役中村尋人氏、監査役増田昌徳氏の2名は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した監査役

監査役中本優司氏は、平成27年1月26日に健康上の理由により辞任いたしました。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	125,060千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	7,100千円 (7,100千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (4名)	132,160千円 (7,100千円)

(注) 上記の監査役4名には、平成27年1月26日付で辞任された監査役1名が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

i 重要な兼職先と当社との関係

- ・平成27年1月26日付で辞任した監査役中本優司氏は、中本公認会計士事務所の所長を兼務しておりました。なお、当社は中本公認会計士事務所との間には特別の関係はありませんでした。
- ・監査役中村尋人氏は、中村公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社は中村公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役増田昌徳氏は、増田公認会計士事務所の所長並びに㈱東朋F A代表取締役を兼務しております。なお、当社は増田公認会計士事務所及び㈱東朋F Aとの間には特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動の状況
常勤監査役	雨宮正文	当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、12回すべてに出席し、他社における監査役としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。
監査役	中本優司	平成27年1月26日に辞任するまでに開催された取締役会及び監査役会には、健康上の理由により出席しておりません。
監査役	中村尋人	当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、12回すべてに出席し、主に公認会計士としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。
監査役	増田昌徳	当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、12回すべてに出席し、主に公認会計士としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。

iii 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

iv 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、最近の状況に鑑み社外取締役を置くことを検討していましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において「株主総会参考書類」に記載のとおり社外取締役の選任を提案しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 当社の会計監査人の氏名 公認会計士 目黒進二郎
公認会計士 吉竹恒詞

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は以下のとおりであります。

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は、これらの合計額で記載しております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当した場合または会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の解任または不再任の議案を、株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当した場合、会計監査人の解任を検討し、必要あると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に則り、法令及び定款に定められた事項並びに企業経営上の重要な業務に関する事項を決議するとともに、各取締役から業務執行状況の報告を受け、各取締役の業務執行を管理、監督しております。

コンプライアンスについては、企業に求められる倫理観及び遵法精神に基づき、コンプライアンスの実践、浸透のための各種企画、立案、推進を図り全社的な取り組みを徹底しております。

取締役は、監査役等とともに毎月1回以上、開催される経営会議において重要事項の審議、業務及び予算執行状況の確認を行うことで迅速且つ円滑、適正な経営を行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関わる情報としての取締役会議事録、稟議書、契約書その他の重要な文書及び電磁的記録は、法令及び社内規程に基づき、適切且つ確実に保存並びに管理を行い、また閲覧可能な状態を整えております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業上において発生が想定されるリスクに対しては、リスクに関する規程を策定し、関係する部署間の連携及び対応を図っております。

その運用に関しては、内部監査規程に基づき、内部監査室が計画的に監査を実施し、これを適切に見直し常にリスク管理体制を強化しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、各取締役の業務分担を定め、各取締役の責任と権限の所在を明確にするとともに、職務権限規程等の各種規定により明確で効率的な職務の執行を図っております。

また定例の取締役会における、業績報告等によって事業活動の状況を適切に把握し、経営の透明性と健全性を高めております。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は設置すべきであるかを検討し、また人数、報酬等の決議をいたします。

補助使用人を置くことといたしました場合の当該補助使用人は、職務遂行に当たり取締役からの指揮命令は受けないものといたします。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとしております。また、取締役及び使用人は、当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼす懸念のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告するものとしております。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長のほか会計監査人との定期的な意見交換を行うものとしております。また、必要に応じて取締役や使用人からの報告を求めるほか、内部監査室とも情報交換を行い、連携して監査を有効に行うものとしております。

- ⑧ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- i 当社取締役会は、当社の各部門から毎月、各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有と経営管理を行っております。
- ii 当社監査役は、毎月開催される当社の取締役会に出席しております。また、当社の監査を実施し、業務の適正性の確認を行い、これらの結果について、監査役会を毎月開催し、情報の共有を行っております。
- iii 財務報告に係る内部統制については、年間の基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。
- iv 反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

(注) 本事業報告の数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,401,360	流動負債	2,424,400
現金・預金	507,752	買掛金	21,720
現金掛	193,986	一年以内返済予定長期借入金	1,811,813
商品及び製品	6,309,938	一年以内償還予定社債	148,200
仕掛品	1,735	未払金	91,749
貯蔵品	24,011	未払費用	48,910
前払費用	53,880	未払法人税等	211,697
未収入金	15,226	前受金	6,191
繰延税金資産	142,634	預り金	32,058
未収消費税等	129,336	賞与引当金	52,059
その他の流動資産	22,856	固定負債	6,015,198
固定資産	6,614,194	社債	1,095,200
有形固定資産	6,056,499	長期借入金	4,405,800
建築物	3,155,921	退職給付引当金	460,081
構築物	225,983	資産除去債務	54,117
機械装置	141,902		
車輛運搬具	0	負債合計	8,439,599
器具備品	298,156	純資産の部	
土地	2,212,623	株主資本	5,575,715
建設仮勘定	21,912	資本金	837,440
無形固定資産	56,486	資本剰余金	1,117,380
ソフトウェア	56,486	資本準備金	1,117,380
投資その他の資産	501,208	利益剰余金	3,753,774
投資有価証券	753	利益準備金	3,000
出資金	800	その他利益剰余金	3,750,774
長期貸付金	16,000	特別償却準備金	333
差入保証金	305,422	別途積立金	1,318,000
長期前払費用	14,919	繰越利益剰余金	2,432,441
繰延税金資産	179,312	自己株式	△132,879
貸倒引当金	△16,000	評価・換算差額等	240
		その他有価証券評価差額金	240
		純資産合計	5,575,955
資産合計	14,015,555	負債・純資産合計	14,015,555

損 益 計 算 書

(平成26年10月1日から)
(平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,147,824
売 上 原 価	4,212,792
売 上 総 利 益	4,935,031
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,899,040
営 業 利 益	1,035,991
営 業 外 収 益	71,036
受 取 利 息	167
受 取 配 当 金	32
手 数 料 収 入	19,460
業 務 受 託 手 数 料	39,094
貸 倒 引 当 金 戻 入	225
そ の 他 の 営 業 外 収 益	12,056
営 業 外 費 用	85,126
支 払 利 息	55,764
社 債 利 息	15,180
融 資 等 手 数 料	13,926
為 替 差 損	153
そ の 他 の 営 業 外 費 用	101
経 常 利 益	1,021,901
特 別 損 失	8,779
有 形 固 定 資 産 除 却 損	8,779
税 引 前 当 期 純 利 益	1,013,121
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	423,678
法 人 税 等 調 整 額	△15,076
当 期 純 利 益	604,520

株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成26年10月1日 残高	837,440	1,117,380	3,000	333	1,118,000	2,033,441	3,154,774
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立					200,000	△200,000	—
剰余金の配当						△5,520	△5,520
当期純利益						604,520	604,520
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	200,000	398,999	598,999
平成27年9月30日 残高	837,440	1,117,380	3,000	333	1,318,000	2,432,441	3,753,774

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成26年10月1日 残高	△132,879	4,976,715	238	4,976,954
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		—		—
剰余金の配当		△5,520		△5,520
当期純利益		604,520		604,520
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1	1
事業年度中の変動額合計	—	598,999	1	599,001
平成27年9月30日 残高	△132,879	5,575,715	240	5,575,955

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

高額品…個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の商品…売価還元法による低価法

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 製品・仕掛品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③ 貯蔵品

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

i 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ii 時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合退職要支給額）に基づき、期末に発生している額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップ等については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- (3) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建物	2,887,787千円
土地	2,117,079千円
合計	5,004,867千円

(上記に対応する債務)

一年以内償還予定社債	91,000千円
社債	481,000千円
一年以内返済予定長期借入金	1,291,613千円
長期借入金	3,852,400千円
合計	5,716,013千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,219,350千円
3. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

III. 損益計算書に関する注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,206,000	6,030,000	—	7,236,000
合計	1,206,000	6,030,000	—	7,236,000
自己株式				
普通株式	101,873	509,365	—	611,238
合計	101,873	509,365	—	611,238

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	5,520	5.00	平成26年9月30日	平成26年12月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	6,624	利益剰余金	1.00	平成27年9月 30日	平成27年12月 24日

3. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	15,494千円
棚卸資産評価損	102,313
賞与引当金	18,554
その他	6,272
小計	142,634
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	148,422
資産除去債務	17,458
貸倒引当金繰入超過額	5,174
その他	14,594
小計	185,649
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	6,114
その他	222
小計	6,336
繰延税金資産の合計	321,947

VI. リース取引に関する注記

リース取引開始日が平成20年9月30日以前でリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具備品	128,429	128,429	—
合計	128,429	128,429	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	—千円
1年超	—千円
合計	—千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	9,831千円
減価償却費相当額	9,173千円
支払利息相当額	68千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

差入保証金につきましては、店舗等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

債務である買掛金及び未払金は、1年以内返済予定の長期未払金を除き、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入期間の一部を除き基本として5年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引及び金利キャップ取引によりリスク低減を行っております。デリバティブ取引は、内部規程に従い、借入金の金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等の実需の範囲で行うものとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金・預金	507,752	507,752	—
(2) 売掛金	193,986	193,986	—
(3) 投資有価証券	753	753	—
(4) 買掛金	(21,720)	(21,720)	—
(5) 長期借入金	(6,217,613)	(6,162,300)	55,312
(6) 社債	(1,243,400)	(1,243,541)	△141
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金・預金、並びに (2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (4) 買掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (5) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップ及び金利キャップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。
 - (6) 社債
これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。
 - (7) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
- (注) 2. 差入保証金(305,422千円)は、店舗等の賃貸借保証金であり返還時期の見積もりが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。
- (注) 3. 出資金については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産額 841円68銭
 - 2. 1株当たり当期純利益 91円25銭
- (注) 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月24日

株式会社 まんだらけ
取締役会 御中

目黒公認会計士事務所

公認会計士 目黒 進二郎 ㊞

吉竹 恒詞公認会計士事務所

公認会計士 吉竹 恒詞 ㊞

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社まんだらけの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 目黒進二郎氏、吉竹恒詞氏の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年11月25日

株式会社 まんだらけ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 雨 宮 正 文 ㊞

監 査 役（社外監査役） 中 村 尋 人 ㊞

監 査 役（社外監査役） 増 田 昌 徳 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき1円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は6,624,762円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定める第4条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

当社では従来から検討してきましたコーポレート・ガバナンス体制の強化を図る一環として、社外取締役を新たに設置し、執行に対する監督強化を図りたいと考えております。つきましては、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期が満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1	青 木 義 治 (昭和17年3月14日生)	昭和43年4月 青木呉服店入店 昭和53年5月 飲食店(ソカロ)開業 平成25年3月 青木呉服店廃業	一株
2	田 辺 秀 朗 (昭和39年1月29日生)	昭和61年4月 Applied Materials, Inc. 入社 平成元年10月 水上税務会計事務所入所 平成17年9月 株式会社日本プロマイト 非常勤監査役 (現任) 平成18年5月 税理士法人東京税経入所 平成23年5月 株式会社東京税経総合研究所 代表取締役(現任) 平成24年5月 税理士法人東京税経総合事務所 理事長(現任) 平成25年7月 砂山靴下株式会社 非常勤監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 田辺秀朗氏及び青木義治氏は社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者として選任した理由
 青木義治氏については、長期にわたる事業運営の経験を有しており、当社の社外取締役として適任と判断したためであります。
 田辺秀朗氏については、経営コンサルティングとしての豊富な経験と専門的知見を有しており、当社の社外取締役として適任と判断したためであります。
 4. 青木義治氏、田辺秀朗氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 5. 青木義治氏、田辺秀朗氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
大工原 幸人 (昭和32年3月23日生)	昭和55年4月 三井物産株式会社入社 平成22年10月 株式会社ディービーエス研究所 代表取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大工原幸人氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠監査役候補者として選任した理由
 大工原幸人氏については、同氏がこれまで培ってきた経験等を当社監査体制に活かし、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 4. 大工原幸人氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 5. 大工原幸人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である目黒公認会計士は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	事務所名及び所在場所	略歴
大橋 清香 (昭和48年9月30日生)	大橋公認会計士事務所 神奈川県厚木市愛甲東 1丁目16番12号	平成13年10月 新日本監査法人(現新日本 有限責任監査法人)入所 平成17年6月 公認会計士登録 平成17年6月 大橋公認会計士事務所開設

- (注) 監査役会が大橋公認会計士を会計監査人候補者とした理由は、当該監査人の業務管理体制、監査業務の遂行性、監査証明業務に係る審査能力等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査体制の充実を図ることができると判断したためであります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中野区中野四丁目1番1号

サンプラザ 8階1号会議室

JR、東京メトロ東西線中野駅北口より徒歩3分

